

新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン

2020年5月27日

東京スイミングセンター

1. はじめに

東京スイミングセンターは、営業再開に向け、お客様と従業員、地域の皆様に安心して施設利用をしていただけるよう新型コロナウイルス感染拡大防止にむけたガイドラインを策定し、接触や飛沫による感染を防ぐために必要な設備や取り組みを最優先課題として進めています。新ガイドラインの徹底した取り組みにより、お客様には安心・安全な環境をご提供し、より一層の価値向上を皆さまと共に目指して参ります。

2. 営業再開へ向けた基本的考え方

当センターで加盟している日本スイミングクラブ協会のガイドラインによると『スイミングクラブは、消毒の徹底、3密環境対応等、感染防止対策が非常にしっかりとなされていること。更には、湿度（50～60%）を保つことが感染防止に有効であるとよく知られており、プール環境の湿度や次亜塩素酸ナトリウムによる殺菌消毒の徹底した管理によって、プール施設内は感染防止に非常に優れた環境でもあります』と安全性を取上げています。しかしながら、大枠として「プールの水は新型コロナウイルスに対しては安全であるが、人間そのものを消毒することはできない」ということを念頭におき、無症状の感染者がわずかながらいることを想定して運営することが重要となります。人と人の接触はできるだけ少なくし、人から発出する飛沫物質を処理および防御する必要があります。現時点においてスイミング施設におけるクラスター感染の事例は挙がっておりませんが、更衣室・観覧席・ロビー・送迎バス等は特に注意が必要と考えます。人を介する事業である以上、可能性をなくすことは困難ですが、最善を尽くすことが求められ、国は「感染源を断つこと」「感染通路を断つこと」「抵抗力を高めること」の3つを感染症対策のポイントとして挙げています。そのためには、当センターとおお客様の相互努力が不可欠となり、共に問題意識を共有しながら営業再開の一步を踏み出していきたくと考えております。

3. 具体的な対応

<来館者の制限>

- ①新規入会登録者の制限
- ②施設に応じた入場者数の制限
- ③滞在時間の制限
- ④下記症状・該当者の制限
 - ・新型コロナウイルスが陽性の診断がなされ完治証明の無い方
 - ・風邪の症状または37.5度以上の発熱者
 - ・突発性の味覚障害・嗅覚障害の自覚のある方
 - ・咳・痰の症状がある方
 - ・循環器系（呼吸器や心臓・血液）疾患や糖尿病の基礎疾患のある方、透析を受けている方
 - ・免疫抑制剤や抗がん剤使用者
 - ・同居家族や職場の同僚等、身近な方に感染者が出た方および感染が疑われる方
 - ・その他体調が思わしくない方

<来館前・入館時>

- ①来館前（各家庭等）・入館時の検温の実施
- ②来館前・入館時の手指のアルコール消毒
- ③常時（来館前、館内）マスク着用の義務化

<シャトルバス>

- ・乗客間隔の確保と乗車人数の制限
- ・マスク着用の義務化
- ・車内会話の制限
- ・車内飲食の禁止
- ・車内換気および車内の消毒の徹底

<受付（フロント）>

- ①コロナウイルス対策の館内注意書きの掲示
- ②フロントに透明間仕切りの設置
- ③コイントレーを使用した現金・カードの受け渡し

<ロビー（通路）>

- ①換気の徹底
- ②手すり等の定期的な消毒

<更衣室・トイレ>

- ①換気の徹底
- ②ドアノブ等の定期的な消毒
- ③更衣室使用における下記の制限
 - ・入室者数の制限（時間差による交代制などの代替スペースの使用）
 - ・マスク取り外し時の会話の禁止
 - ・更衣室使用時間縮小のため、水着着用での来場
 - ・練習後の着替えは濡れた頭や体をプールサイドでよくふき取り、更衣室使用の時間を短縮する
 - ・浴室（シャワー）は感染防止のため使用禁止
 - ・脱水機は感染防止のため使用禁止
 - ・ドライヤーはエアロゾルを発生する恐れがあるため使用禁止

<プール>

- ①湿度を下げすぎないように注意しつつ、換気を行う
- ②会話の制限

- ③レーン等で順番待ちとなる際に間隔を保つ
- ④準備体操はプールサイドで行う
- ⑤体操時の発声の制限
- ⑥タオル等の共有の禁止
- ⑦練習後の目洗いの励行。目洗い場がない場合、水道水でも可
- ⑧プール側溝の定期的な洗い流し

<観覧席> (当面の間、感染防止のため使用禁止)

- ①換気の徹底
- ②会話の制限
- ③感染対策ができ次第、使用可能とする。

<マシンルーム>

- ①換気の徹底
- ②会話の制限
- ③マシンの座面やグリップの使用後の清掃と消毒
- ④可能な限りマスクまたはバフなどを着用する
- ⑤感染対策ができ次第、使用可能とする。

<スタジオプログラム> (当面の間、感染防止のため使用禁止)

- ①集団型スタジオプログラムは、原則中止（実施する場合は、換気の徹底、会話の制限に加え、間隔を確保）

<プールプログラム>

- ①集団型プールプログラムは、原則中止（実施する場合は、会話の制限に加え、間隔を確保）

<その他施設> (当面の間、感染防止のため使用禁止)

- ①館内施設（サウナ、ジャグジー等）は感染対策ができ次第、使用可能とする。

<指導者・スタッフ>

- ①全従業員の入社前検温、体調報告、手洗い・消毒、マスク着用の徹底
- ②指導前・指導後のうがいの徹底
- ③水中の指導中はプールマスクマンの使用（大声で指示することが必要となるため、飛沫防止の対策）



※図1のような飛沫防止のマスク

<事業所>

- ①コロナウイルス感染の疑いのある疾病者が確認された場合、直ちに保健所に連絡し、その指示を仰ぐ（他のお客様に通知し、疾病者の結果が出るまで感染が拡大しないよう自宅待機等の協力を求める）
- ②疾病者の陽性が確定した場合、保健所の指示のもと、ただちに消毒を実施する。また、ホームページ等で休業告知を行い、濃厚接触者の割り出し連絡を行う。（家族の人命が懸かっていることを意識し、迅速で責任ある対応を行う）
- ③濃厚接触した指導者がいた場合は、即座に他の指導者やお客様と隔離する
- ④営業再開時期は保健所の指導に従う

4. おわりに

新型コロナウイルスはまだ未知数であり、科学的検証もまだ多くはありません。ウイルスが今後変化してくる可能性もあります。長い間の自粛要請から解放され、お客様側も気が緩み、つい以前のような施設使用の仕方をしてしまう可能性があります。しかしそれは第2波・第3波に繋がり、結果、再度の自粛に繋がりがねません。

何卒、今しばらくの間、みんなで辛抱を続けていただき、一日でも早く、以前のような笑顔がたくさんの東京スイミングセンターに戻れるようしたいと思っております。

そのためにも我々は万全な体制で運営して参りますのでお客様方のご協力、ご理解を何卒よろしくお願い申し上げます。

※2020年6月15日から<プールプログラム>再開

※2020年6月1日から<プール>、<マシンルーム>再開